

**NTTグループに係る
公正競争確保のための措置について**

平成17年12月21日

総合通信基盤局

料金サービス課

NTTドコモ分離時の公正競争条件の整備 (平成4年4月発表)

(1) 新会社(注:NTTドコモ)のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTT(注:再編成前のNTT)と別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合には、移動体系事業者と同一の条件とする。

(2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

(3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

(4) 出資比率の低下

中核となる会社(注:地域別運営移行後におけるNTTドコモ中央)の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

(5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

NTT再編成の基本方針における公正競争条件の確保(郵政省告示、平成9年12月)

- 承継会社(注:NTT東・西・コム)に引き継がせる事業が適切かつ円滑に営まれるために必要な資産については、当該事業を引き継がせることとされた承継会社に承継させるものとする(基本方針4(1))。

【考え方】

○ 電気通信設備を含むNTTの資産については、引き継がれる電気通信業務に対応して各承継会社に承継させることとしており、今回の再編成の趣旨にかんがみ、設備の共用は原則認めないこととしている。ただし、例えば一つの交換機等で区域内・区域外の通信を扱う一階梯のネットワーク(一般専用線のノード装置)などについては、共用を例外的に認めることとしている。

- 承継会社への事業の引継ぎに当たって電気通信分野における公正な競争の確保に関し必要な事項に関する基本的な事項(基本方針5、一部抜粋)

- 地域・長距離会社間の役員兼任・在籍出向の禁止((1)及び(2))
- 地域・長距離会社間の接続形態・条件は、地域各社と他の電気通信事業者との間のものと同一((6)及び(7))
- 地域・長距離会社間で提供される顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同一((9))
- 地域・長距離会社間の電気通信役務の提供に関連する取引条件について、地域会社と他の電気通信事業者との間のものと同一((7))
- 長距離会社による独立した営業部門の設置(利用者の利便性維持のために地域会社が長距離会社の販売業務を受託する場合には、その条件は他の電気通信事業者のものと同じ)(8)
- 持株会社・地域会社による長距離会社との共同資材調達の禁止(4)

【考え方】

○ NTTデータ、NTTドコモの分社の際やNTTパーソナルの設立の際のNTTとこれらの会社との間の公正競争条件は、引き続き地域会社とNTTデータ、NTTドコモ、NTTパーソナルとの間においても同様に適用されるものとする。

○ (地域会社が所有することになる建物、管路、とう道及び電柱などの)提供条件については、電気通信役務の提供に関連する取引として、他の事業者との間の取引条件と同一性を担保するよう、基本方針5(7)において規定されている。

NTT東西活用業務の概要

1. 制度の概要

平成13年のNTT法改正により、NTT東西は、地域電気通信業務等に加えて、一定の要件※を満たせば、総務大臣の認可を受けて、県間通信業務等の新たな業務(活用業務)を実施することが可能となった。

※活用業務---地域電気通信業務を営むために支障を及ぼすおそれがないと認められる範囲内において、東・西NTTが地域電気通信業務を営むために保有する設備、技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の役務

※認可の要件

- ① 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

☞「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」(平成13年12月策定)(次頁)において運用方針を明確化。

2. これまでの実績

申請内容	申請日	認可日
(1) 地域IP網の県間接続によるフレッツサービスの広域化(NTT東西)	平成14年11月	平成15年2月
(2) 「兵庫情報ハイウェイ」構築に係る県間専用線サービスの提供(NTT西)		
(3) 法人向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定(NTT東西)	平成15年8月	平成15年10月
(4) 固定電話発着-050IP電話着の県間伝送に係る料金設定(NTT東西)		
(5) 固定電話発着-携帯電話着の県間伝送に係る料金設定(NTT東西)	平成16年1月	平成16年3月
(6) 集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定(NTT東西)	平成16年4月	平成16年7月
(7) 地方公共団体等に対する行政区域-異行政区域間におけるデータ伝送サービスの提供(NTT東)	平成16年4月	平成16年7月
(8) 戸建て住宅ユーザ向けIP電話サービスの県間伝送等に係る料金設定(NTT東西)	平成16年11月	平成17年11月

認可の基準

1 地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれ

⇒ 新たな業務の収支計画等を審査の上、判断

2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ

⇒

公正な競争を確保するために必要な、以下に掲げる具体的措置の提出を求める。

公正競争を確保するための7つのパラメータ

- ①ネットワークのオープン化-----ゲートウェイの開放等
- ②ネットワーク情報の開示-----ハード・ソフトのインターフェイスの開示等
- ③必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保-----OSSの開放等
- ④営業面でのファイアウォール-----バンドルサービスの提供の禁止等
- ⑤不当な内部相互補助の防止-----会計の分離等
- ⑥関連事業者の公平な取扱い-----コンテンツ事業者、ISP等との提携条件の公表等
- ⑦実施状況等の報告及び公表-----①～⑥の措置の実施状況、収支状況等の報告

これらの措置の十分性・有効性につき、地域通信市場における競争の進展状況等を踏まえ、新規業務ごとに判断。

Ⅲ 措置事項

4 IT関係

イ 電気通信事業における公正競争の推進

⑥ NTTの在り方

a NTTグループの経営形態等については、今後とも加入者系光ファイバ等のネットワークのオープン化を始めとする公正競争環境の整備の推進状況とNTT関係の各事業会社が独立した経営体として相互に公正競争を行う状況を以下のように引き続き注視するとともに、公正な競争を推進するための施策によっても十分な競争の進展が見られない場合は、通信主権の確保や国際競争の動向も視野に入れ、NTTの在り方等の抜本的な見直しを行う。

- (a) NTTのグループ経営の改善と公正競争の確保を図る観点から、地域通信網の開放の徹底、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモに対するNTT持株会社の出資比率の引き下げを含むNTTグループ内の相互競争の実現、NTT東西の経営効率化の推進等を内容として作成された競争促進のための自主的な実施計画の実施状況を引き続き注視する。(引き続き注視)
- (b) NTTグループ企業間のファイアーウォールの在り方に関し、平成11年7月のNTT再編時のファイアーウォールの遵守状況を引き続き注視する。(引き続き注視)
- (c) また、NTT東西間における競争の促進状況について、十分注視し、必要に応じ人的を始めとするファイアーウォールの設置その他の手段により実質的な競争を実現するための有効な措置を講ずる。(必要に応じ措置)

b 以上のほか、日本電信電話株式会社法(NTT法)等における規制について、国の安全確保や電気通信の公共性の確保等に配慮しつつ、以下の措置を講ずる。

- (a) 国の安全確保に係る措置については、必要に応じて、外為法の運用強化を含む有効な措置を講ずる。(必要に応じて措置)
- (b) NTT持株会社及びNTT東西に係る外国人役員規制の在り方については、WTO基本電気通信合意上、我が国がNTTに係る外資規制と一体として当該制限を留保してきた経緯を踏まえ、必要に応じ、外資規制の在り方と一体で検討し、措置する。(国の安全確保や電気通信の公共性の確保等の状況の変化を注視しつつ、必要に応じて措置)
- (c) NTT持株会社に係る政府保有株式数規制については、緩和する方向で検討を進める。(引き続き検討)

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の概要(平成13年11月策定)

1. 目的

電気通信事業分野においては初めて、電気通信事業法・独占禁止法の適用等に関する考え方を明らかにした共同ガイドラインを策定することにより、電気通信事業者の予見可能性を高め、新規サービスの導入・展開を促進する。

2. 全体の構成

I 指針の必要性と構成

II 独占禁止法又は電気通信事業法上問題となる行為

III 望ましい行為

IV 連携・連絡体制

以下の5つの分野ごとに、それぞれ問題となる行為を記述。

第1 接続・共用

第2 電柱・管路等の貸与

第3 サービス提供

第4 コンテンツ提供

第5 電気通信設備の製造・販売

独占禁止法

・電気通信事業の各分野における市場の状況を踏まえ、独占禁止法の適用の考え方を明確化。

・ポイント

- 事業者から示された競争上の懸念等を踏まえ、競争に悪影響を与える行為を記述。

(例) 接続・コロケーションの際に得た競争事業者の情報の流用、電柱・管路等の貸与に係る取引拒絶又は差別取扱い等

電気通信事業法

・電気通信事業法に基づく各種制度の概要を説明するとともに、問題となる行為を過去の事例に基づき記述。

・ポイント

① 市場支配的な電気通信事業者のみが禁止される行為の明確化

(例) グループ企業のチラシの同封・グループ企業のサービスとの排他的組み合わせによるセット割引料金等

② 各種命令の対象となる行為の整理

業務改善命令等の行政処分の対象となる行為について、行為類型を明確化。

(例) 接続・コロケーションに関する約款や各種ルールを遵守しないこと
合理的な理由のない電気通信事業者への再販禁止等

電気通信事業分野の競争促進の観点から、市場支配的な電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を明示。

- ① 接続部門と他部門・関係事業者との情報遮断のための具体的措置
- ② ファイアウォール遵守状況の公表
- ③ 接続・コロケーション状況の公表
- ④ 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門等との情報遮断、貸与申込手続・貸与状況の公表
- ⑤ 卸電気通信役務の提供に係る約款・標準メニューの作成・公表
- ⑥ 違反防止のための社内マニュアルの作成

3. 連携・連絡体制について

公正取引委員会と総務省は、①それぞれに寄せられた相談等について、相互に、連絡。②独占禁止法と電気通信事業法の運用の整合を図る観点から、必要に応じ、それぞれの処理について情報交換。③窓口を相互に設置。